

2001年3月13日

個人情報保護法の法制化に関する意見

社団法人日本書籍出版協会
理事長 渡邊 隆 男

私どもは、平成12年12月12日付で『「個人情報保護基本法制に関する大綱」に関する意見』を当局に提出し、「出版・報道分野に関しては、本個人情報保護基本法制の全面的適用除外（対象外）とする」よう強く要望しました。

しかるに、政府が今通常国会に提出を予定していると伝えられる「個人情報の保護に関する法律案」（以下、「法案」）によれば、個人情報取扱事業者等から報道機関、学術研究機関、宗教団体、政治団体を適用除外としているのみであります。

法案は「報道の用に供する目的」以外の出版活動は、法律の適用対象としております。さらに、国等に対して、個人情報取扱事業者の義務違反には助言、勧告、中止命令などの権限を規定しております。

このような国家権力等による規制は言論表現の萎縮効果を招き、自由を封殺する結果となりかねません。民主社会で最大限尊重され、配慮されなければならないのは、人々の知る権利であります。改めて述べるまでもなく出版物は、学術研究の成果、私小説、政治・社会問題を提起する論説、人名録、地図など個人情報と関わる広範かつ多様な内容を人々に伝達するものであります。その制約は民主社会に重大な危害をもたらすおそれが多分にあります。

言論・出版分野における個人情報の取扱いについては、国・行政機関等の介入や規制によるべきではなく、国民の良識に依拠し自主的・自律的な取り組みに委ねるべきであります。

ここに重ねて私どもの意見を表明し、憲法で保障されている「言論・出版の自由」を守り、戦前の言論統制という過ちを二度と繰り返さないために、言論・出版分野を法律の適用対象外とするよう強く求めるものであります。

以上